十七　［略］		［略］	
十七の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の二の二　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の三～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

（自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告）

第五条　自家用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）を設置する者は、次の場合は遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一　発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合（法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。）

二　発電所、蓄電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合

備考　表中の［　］は注記である。

十七　［略］		［略］	
十七の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	［同上］	［同上］	［同上］
十七の二の二　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	［同上］	［同上］	［同上］
十七の三～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

（自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告）

第五条　［同上］

一　発電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合（法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。）

二　発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合